

○田村市環境条例

平成 17 年 3 月 1 日条例第 141 号

田村市環境条例

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全に関する基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）の保全を図ることをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、振動、地盤の沈下（鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 田村市環境審議会 第 13 条の規定により設置された審議会をいう。

(基本理念)

第 3 条 今日の環境に関する問題は、産業公害、大気汚染、水質汚濁、ごみ問題、自然破壊などの従来からの課題のほか、ダイオキシンの発生、有害化学物質の不適正な管理など複雑化するとともに、オゾン層の破壊、地球温暖化など地球規模に拡大し、より深刻化しつつあることを十分認識しなければならない。

- 2 地球の環境の保全は人類共通の課題であり、地球規模の視点から、田村市内のすべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。
- 3 田村市内の環境の保全は、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で欠かせないものであり、田村市の美しい環境を将来の世代に継承しなければならない。
- 4 環境保全に関する行動は、すべての市民及び事業者が主体となって、かつ、連携を取り合い、環境に関する情報を共有するとともに学習をしつつ、取り組まなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、市内における環境の保全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施にあたっては、広く市民等が参画できるよう配慮しなければならない。
- 3 市は、毎年度、その年度に講じようとする環境施策について、田村市環境審議会の意見を聴き、また、その実施結果を当該審議会に報告しなければならない。
- 4 市は、自らの事務及び事業に関し、環境への負荷の低減等環境保全のための措置を講じなければならない。
- 5 市は、市内の団体等が環境保全に関する活動を行うときは、必要に応じ、技術的な助言又は必要な支援を行うよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、自らの日常生活に伴う環境への負荷の低減等環境の保全を図るよう努めなければならない。

2 市民は、生活する上で清潔な環境が保持されるよう自ら努めるとともに、市が実施する環境美化に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に伴って生ずる公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する環境の保全に関する施策に参加し、又は協力するよう努めなければならない。

(環境の保全に関する施策)

第7条 市は、次に掲げる事項に配慮して、環境の保全に関する施策又は方針を策定し、実施するものとする。

(1) 大気環境の保全、水環境の保全、土壌環境の保全並びに廃棄物の発生抑制及び適正処理により環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築すること。

(2) 地域づくり等において豊かな環境を活用しつつ、自然と人間との共生のための自然環境を維持し、及び形成し又は保全すること。

(3) 公害を防止するため、公害の原因となる行為等に関し、事前に必要な措置を講ずること。

(4) 各主体の環境保全に関する活動が増進されるよう、環境の保全に関する学習の振興及び広報活動の充実を図ること。

2 市は、前項の施策又は方針のうち、市民生活に関わりの深い事項については、田村市環境審議会の意見を聴いて公表するものとする。

第2章 公害の防止

(公害苦情等の処理)

第8条 市長は、公害に関する苦情等について市民の相談に応じ、県及びその他の行政機関と協力し、その適正な処理に努めるものとする。

(公害処理計画)

第9条 市長は、公害防止のため事業者の事業活動により、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、当該事業者に対し期限を定めて公害を防止するための処理計画を作成させ、その提出を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により、処理計画の作成及び提出を命ずるときは、当該計画に記載すべき事項を示して行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定により、処理計画の提出があった場合において、当該計画が公害を防止するために十分な計画でないとき認めるときは、田村市環境審議会の意見を聴いて、当該計画の変更を命ずることができる。

4 市長は、前項の規定により、処理計画の変更を命じようとするときは、当該事業者又はその代理人に口頭又は文書で弁明の機会を与えなければならない。

5 市長は、事業者が第1項の規定により提出した処理計画又は第3項の規定により変更を命ぜられた処理計画において定めた措置を講じないときは、田村市環境審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し期限を定め、当該計画において定めた措置の実施を命ずることができる。

6 第4項の規定は、前項の規定により実施を命じようとする場合に準用する。

(公害等緊急時の措置)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係事業者に対し、ばい煙又は汚水等の排出量の減少等について、必要な措置を講ずることを求めることができる。

- (1) 気象状況の影響により大気の汚染が著しく人の健康又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。
- (2) 異状な濁水その他これに準ずる事由により、水質の汚濁が著しく人の健康又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。

2 事業者は、前項の規定により必要な措置を講ずることを求められた場合、速やかに適切な措置を講ずるとともにその措置の状況を市長に報告しなければならない。

(報告事項)

第11条 事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める事項を直ちに市長に報告しなければならない。

- (1) その者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき、その発生し、又は発生するおそれがあると認められる公害の内容及び当該公害の防止のため講じようとする措置の状況
- (2) その者の管理する施設について故障、破損その他の事故が発生した場合において当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、その事故の状況並びにその事故に対する応急の措置の内容及び復旧工事の計画

2 市長は、前項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において事業者に対し、公害の防止に関して必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる事業者の工場又は事業場に立ち入り、その施設帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入り検査をする職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があった場合はこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第3章 環境審議会

(環境審議会の設置)

第13条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、田村市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第14条 審議会は、市長の諮問等に応じ、環境の保全に関する基本的事項、公害対策その他市の環境問題全般について調査し、及び審議する。

(組織)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 17 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 18 条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い、新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の会議は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

(庶務)

第 19 条 審議会の庶務は、市長が指定する部で処理する。

(雑則)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第 4 章 その他

(罰則)

第 21 条 第 9 条第 5 項の規定による命令に違反した者は、5 万円以下の罰金に処する。

2 第 9 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、3 万円以下の罰金に処する。

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 11 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第 12 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第 23 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、滝根町公害防止条例(平成 5 年滝根町条例第 3 号)、大越町公害対策条例(昭和 54 年大越町条例第 22 号)、都路村公害対策条例(平成 3 年都路村条例第 2 号)、都路村公害対策条例施行規則(平成 3 年都路村規則第 5 号)、滝根町公害対策協議会規則(昭和 58 年滝根町規則第 6 号)、大越町環境審議会条例(昭和 58 年大越町条例第 3 号)、都路村環境審議会条例(平成 8 年都路村条例第 1 号)、都路村さわやか環境条例(平成 9 年都路村条例第 2 号)又は都路村さわやか環境条例施行規則(平成 9 年都路村規則第 6 号)(以下これらを「合併前の規定」という。)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の規定の例による。